

企業の健全な事業活動を

法で支えるための情報発信

弁護士法人
UH 宇都宮東法律事務所

代表弁護士
伊藤 一星

弁護士法人宇都宮東法律事務所 メルマガ第3号 ～月60時間超の時間外労働の割増賃金率が引き上げに～

目次

【①最新労務トピックの解説】

月60時間超の時間外労働の割増賃金率が引き上げに

【②無料セミナーのご案内】

人財の定着・生産性向上を実現する健全な労働環境整備の勘所①

～働き方改革の実践～

【③当事務所のSDGs宣言】

【④編集後記】

①最新労務トピックの解説

～月60時間超の時間外労働の割増賃金率が引き上げに～

【最新トピックの概要】

2023年4月1日から改正労働基準法に基づいて、中小企業は**月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率を25%以上から50%以上への引き上げが義務化**されます。

これまで中小企業は、2019年4月に施行された働き方改革関連法によって、猶予措置として25%以上に定められていましたが、猶予措置が終了するため2023年4月以降は50%以上にする必要があります。

皆様は上記の割増賃金率引き上げに対応されていますでしょうか。

今回は改正に向けて注意すべきポイント、対応すべきことを解説いたします。

【注意すべきポイント】

①深夜労働と重複する場合

ご存じの通り、22時から翌5時までの深夜に該当する時間帯に労働を課した場合は、25%の割増賃金を支払わなければなりません。そして、月60時間を超える時間外労働をこの時間帯にさせた場合、深夜割増賃金率25%と時間外割増賃金率50%を足した75%以上となります。

②法定休日労働と重複する場合

月60時間の時間外労働の算定に法定休日労働は含まれません。一方で法定外の休日に労働を課した場合の労働時間は含まれます。この2つの休日労働における計算方法は非常にややこしい為、簡略化した以下の表をご参考ください。

労働区分	法定休日労働	法定外休日労働
法定内労働	35%以上	通常賃金
法定外労働	35%以上	25%以上
月60時間超の法定外労働	35%以上	50%以上
深夜労働	60%以上	25%以上
法定外労働かつ深夜労働	60%以上	50%以上
月60時間超の法定外労働かつ深夜残業	60%以上	75%以上

③代替休暇制度

労働者の健康を守る観点から、月60時間を超える法定時間労働に対して、割増賃金の代わりに有給休暇を付与することも可能で、代替休暇制度と呼びます。

しかし、この代替休暇制度を導入するには労使間の同意が必要で、労使協定には下記の事項を定めなければなりません。

- 1.代替休暇の時間数の具体的な算定方法
- 2.代替休暇の単位
- 3.代替休暇を与えることができる期間
- 4.代替休暇の取得日の決定方法、割増賃金の支払日

【4月までに対応すべきこと】

4月からの割増賃金率増加に向けて、どのような準備をする必要があるのでしょうか。

①労働時間の正確な管理

残業時間に応じて割増賃金率変動する為、これまで以上に労働時間を正確に管理することが不可欠になります。勤怠状況を効率的かつ正確に記録できる勤怠管理システムの導入を検討しましょう。

②残業の削減

業務を効率化し、残業時間を削減する取り組みも必要になります。業務フローの見直しや、①にて可視化した労働時間を基にした分析・業務分担の改善を行うことが重要です。

③就業規則の変更

割増賃金率引き上げに伴い、就業規則の変更が必要になるケースがあります。月60時間を超える時間外労働には50%の割増賃金にて支給する旨を就業規則に明記しましょう。また、上記にてお伝えした代替休暇制度を導入する場合は労使間の合意に基づいて規定しましょう。

【まとめ】

いかがでしたでしょうか。

4月からは中小企業の割増賃金も50%以上となります。月60時間を超える時間外労働を課す場合はこれまで以上に人件費に気を付ける必要があります、深夜労働や法定休日労働も課す場合は、なおさら注意が必要です。この機会に就業規則の見直しを図るのはいかがでしょうか。当事務所では**就業規則のリーガルチェック**等のサポートをいたしますので、お気軽にご相談ください。

②無料オンラインセミナーのご案内

[>>お申し込みはこちら<<](#)

企業法務に精通した弁護士による無料セミナー

人財の定着・生産性向上を実現する

健全な労働環境

整備の勘所

詳しくは裏面を
ご覧ください

オンラインセミナーを3テーマで連続開催

セミナーのお申し込みはこちら

【セミナー概要】

- テーマ：働き方改革の実践
- 日時：2023年1月25日（水）15:00～16:00
※14:45より受付開始
- 開催方法：オンライン（ZOOMウェビナー）

■参加費：無料

■講師：弁護士法人宇都宮東法律事務所 代表弁護士 伊藤 一星、同弁護士 石塚 惇史、同弁護士 大熊 拓亮

【セミナー内容】

全国的に労働人口が減少しており、企業が持続的に発展するうえでは、人財の採用はもとより、人材の育成と定着が急務になっています。また、SDGs経営が多くの企業でも実践され、労働環境を整備し、「働きがいも経済成長も」を実現しようとする動きが高まっています。

そこで今回、弁護士法人宇都宮東法律事務所が主催となり、栃木県内の企業さまを対象に人財の定着と生産性を向上させる「健全な労働環境整備の勘所」と題したセミナーを開催させていただくことにしました。

本セミナーにご参加いただくことで、**労働環境の整備から企業のブランディングに繋げ、人財の採用と定着、生産性を向上させるポイント**を3つのテーマに分けてお送りさせていただきます（今回のセミナーは「働き方改革の実践」をテーマとしております）。栃木県内の経営者様が経営に専念できる環境を整備できるよう、60分で分かり易く解説いたします。**無料・オンライン**でご参加可能ですので、この機会に是非ご参加ください。

[セミナー詳細はこちら](#)

[セミナーのお申込みはこちら](#)

③当事務所のSDGs宣言

当事務所では、弁護士が身近な社会の実現を目指すと共に、弁護士業を通じた所員・依頼者・地域社会の幸せの実現に向けて日々活動しておりますが、この度、SDGsの理念に賛同し、持続可能な社会の実現に向けて、以下の取り組みを行うことを宣言させていただくこととなりました。

◆ワークライフバランス

所員の豊かなライフスタイル実現のため、育児や介護と仕事を両立しやすい環境を目指します。

◆顧客のコンプライアンス体制の支援

地元企業のコンプライアンス体制のサポートを実施し、経済的発展と企業価値向上を支援します。

◆従業員支援プログラム（EAP）の実施

地元企業の従業員の法的課題を解決し、従業員のワークエンゲージメントの向上に貢献するとともに、弁護士が身近な社会の実現を目指します。

◆教育への貢献

自社のリソースを最大限活用し、地域の教育に貢献する活動を行います。



弁護士法人 宇都宮東法律事務所

SDGs宣言

当事務所は、弁護士が身近な社会の実現を目指すとともに、弁護士業を通じた所員・依頼者・地域社会の幸せの実現を目指して活動しておりますが、SDGsの理念に賛同し、持続可能な社会の実現に向けて積極的な取り組みを行ってまいります。

2022年12月28日
弁護士法人 宇都宮東法律事務所
代表社員 伊藤 一星

SDGsの達成に向けた取組

ワークライフバランス

所員の豊かなライフスタイル実現のため、育児や介護と仕事を両立しやすい環境を目指します。

【具体的な取組】

- 育児休業や介護休業の制度や時短勤務の整備
- 各種休暇を取得しやすい風土づくり

3 働き方改革を推進する
8 働きがい、経済成長を

顧客のコンプライアンス体制の支援

地元企業のコンプライアンス体制のサポートを実施し、経済的発展と企業価値向上を支援します。

【具体的な取組】

- 顧問先に対するコンプライアンス研修の実施
- 地元企業を対象とするコンプライアンスセミナーの開催

8 働きがい、経済成長を
11 持続可能な消費と生産を

従業員支援プログラム（EAP）の実施

地元企業の従業員の法的課題を解決し従業員のワークエンゲージメントの向上に貢献するとともに、弁護士が身近な社会を実現します。

【具体的な取組】

- 導入した企業の従業員への説明会の実施
- 導入した企業の従業員向けに法律相談を実施
- セミナー実施等による情報発信

8 働きがい、経済成長を
10 人や環境が平等な社会を
16 平和と公正な社会を

教育への貢献

自社のリソースを最大限活用し、地域の教育に貢献する活動を行います。

【具体的な取組】

- 地域のスポーツ振興、イベントへの参加・協賛
- 各種セミナーの開催

4 質の高い教育をみんなに
17 パートナーシップで目標を達成しよう

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

SDGsとは
SDGsとは、Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称で、2015年9月に国連で採択された2030年までの国際目標。「地球上の誰一人取り残さない」をスローガンに、持続可能な社会の実現を目指しており、経済・社会・環境などの分野で17の目標と169のターゲットで構成されています。

本宣言書は栃木銀行のサポートのもと作成しております **栃木銀行**

④編集後記

旧年中は、ひとかたならぬご愛顧にあずかり、誠にありがとうございました。

昨年は、再開発目覚ましいJR宇都宮駅東口のテナントへ移転して2年目となりましたが、4月には新たに弁護士1名が加入して弁護士7名・事務局14名の総勢21名体制の組織となり、事務所にとって更なる飛躍の1年となりました。

また、弊所では、企業の福利厚生の一環として従業員の方から法律相談をお受けする従業員支援プログラム（EAP）に近年力を入れており、昨年も多くの企業様から反響をいただきました。

本年も、より一層のリーガルサービスの質の向上を目指し、弁護士及び事務局一同、誠心誠意努める覚悟でございます。

本年も倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

弁護士法人宇都宮東法律事務所 所員一同

関連サイト

山 宇都宮の弁護士による企業法律相談

弁護士法人宇都宮東法律事務所

栃木県弁護士会所属 JR宇都宮駅より車で10分

企業法務の
相談はこちらから



山 宇都宮の法律事務所による従業員支援プログラム(EAP)

企業の健全な事業活動を法の力で支える

弁護士法人宇都宮東法律事務所

従業員が安心・安全に働ける
環境整備サポートのご相談はこちらから



山 宇都宮の弁護士による資金繰り・事業再生相談

企業の健全な事業活動を法の力で支える

弁護士法人宇都宮東法律事務所

企業の再建に向けた
資金繰り・事業再生相談はこちらから





弁護士法人
宇都宮東法律事務所
Facebookページはこちら！

※ご友人などへの転送はご自由にどうぞ！
※著作権は当事務所に帰属しますのでご注意ください。

【発行元】 弁護士法人 宇都宮東法律事務所（栃木県弁護士会所属）

【事務所ホームページ】 [こちら](#)

【Facebook】 [こちら](#)